

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	二
○公有水面埋立てのしゅん功認可(二件)	(水産業基盤整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	四
○公有水面埋立ての承認出願	(港湾課)	四
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(同)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	六
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	六
○公立大学法人宮城大学令和五年度財務諸表の公告		六

告 示

○宮城県告示第五百二十五号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四第四項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和六年八月十三日

事業所番号	〇四五・一三〇〇三五四
事業所の名称及び所在地	特定非営利活動法人 虹の駅 栗原市志波姫南堀口 七十番地
廃止する指定障害福祉サービスの種類	放課後等デイサービス
設置者名	特定非営利活動法人 虹の駅
廃止年月日	令和六年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百二十六号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 失効する知事指定薬物の名称
化学名 (二R、三R) ーニ(ベンゾ「d」[二、三] ジオキソールー五ーイル) ー三ーメチルモルフォリン、(二S、三S) ーニ(ベンゾ「d」[二、三] ジオキソールー五ーイル) ー三ーメチルモルフォリン及びそれらの塩類(通称名…三、四ーMDPM、三ーMDPM、三、四ーMethylenedioxyphenmetrazine)
 - 失効の理由
当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
 - 指定の効力が失われる日
令和六年八月十七日
- 宮城県告示第五百二十七号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	令和六年 十月一日
実施区域	白石市 全 域
検査受付時間	午前十時から 午後二時まで (正午から午後一時ま でを除く)
実施の場所	白石市役所正面駐車庫

十月二日	白石市	全	域	午前十時から午後二時まで(正午から午後一時までを除く)	白石市役所正面駐車庫
十月八日	名取市	全	域	午前二時から午後二時三十分まで(正午から午後一時までを除く)	名取市役所東側駐車場
十月九日	名取市	全	域	午前十時から午後二時三十分まで(正午から午後一時までを除く)	名取市役所東側駐車場
十月十五日	亘理町	全	域	午前十時三十分から午後二時まで(正午から午後一時までを除く)	亘理町役場一階多目的スペース
十月十六日	亘理町	全	域	午前十時三十分から正午まで	亘理町役場一階多目的スペース
十月二十二日	岩沼市	全	域	午前十時三十分から午後二時まで(正午から午後一時までを除く)	岩沼市勤労者活動センター
十月二十三日	岩沼市	全	域	午前十時三十分から正午まで	岩沼市勤労者活動センター

○宮城県告示第五百二十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を令和六年八月十三日から令和六年八月二十七日まで縦覧に供する。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	縦覧場所
発起人の住所及び氏名 仙台市宮城野区福室字新原田十一番地七 南福室市宮住宅一号 加入区 仙台市加入区 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合仙台支所 宮城県知事 村 井 嘉 浩	仙台市宮城野区中野五丁目九一五

仙台市宮城野区中野一丁目二十番地五 秋葉 吉夫

○宮城県告示第五百二十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和六年八月六日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

第二種磯崎漁港管理者 宮城県

三 埋立区域

1 位置

第二種磯崎漁港区域内

宮城県宮城郡松島町磯崎字長田八十六番、八十五番、九十番、同字鷺島一番、同字磯崎百三十三番、百五十六番、百三十一番、百三十二番、同字浜四十九番、高城字浜四十七番、一番六十七、一番二、一番六十三、一番六十四、三十九番地先公有水面。

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び(イ)の地点と(ロ)の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

ただし、松島町埋立分(次の各地点を順次に直線で結んだ線及び(ロ)の地点と(シ)の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

- (イ) 基点 宮城県宮城郡松島町磯崎字磯崎百三十番(北緯三八度二分四〇・〇〇〇三秒、東経一四一度〇四分三八・七五六九秒、以下A地点という。) から一四四度四〇分〇二秒、三二二・三九四メートルの地点
- (ロ) Aの地点から一七〇度五二分一三秒 二二五・〇五三メートルの地点
- (ハ) Aの地点から一七〇度二四分四八秒 二二〇・五六四メートルの地点
- (ニ) Aの地点から一七五度四〇分二三秒 二六七・六三〇メートルの地点
- (シ) Aの地点から一九九度三五分五〇秒 二四六・八五四メートルの地点

- (七) Aの地点から一九九度五四分一五秒 一九六・八六四メートルの地点
- (ソ) Aの地点から一九七度五四分〇四秒 一九〇・七〇四メートルの地点
- (イ) Aの地点から一四四度四〇分〇二秒 三三二・三九四メートルの地点
- (お) Aの地点から一四四度三九分二一秒 三三二・四八二メートルの地点
- (か) Aの地点から一五三度一九分三五秒 三六七・四四一メートルの地点
- (き) Aの地点から一五三度四三分二秒 三六九・八三九メートルの地点
- (く) Aの地点から一五六度〇三分五七秒 三五五・七二二メートルの地点
- (け) Aの地点から一五五度四五分五〇秒 三五三・六七二メートルの地点
- (こ) Aの地点から二一五度二八分一秒 二七二・二一〇メートルの地点
- (さ) Aの地点から二六度二分二七秒 二五一・五一七メートルの地点
- (し) Aの地点から二四一度三分一五秒 一七二・四〇一メートルの地点
- (す) Aの地点から二四二度三分一八秒 一七〇・七四〇メートルの地点
- (せ) Aの地点から二四一度五七分四六秒 一六九・七九八メートルの地点
- (そ) Aの地点から二四一度四分〇八秒 一七〇・〇二三メートルの地点
- (た) Aの地点から二四〇度五二分〇七秒 一六二・六四五メートルの地点
- (ち) Aの地点から二四〇度二五分〇八秒 一五八・九七三メートルの地点
- (つ) Aの地点から二四〇度一分三七秒 一五七・五六五メートルの地点
- (て) Aの地点から二四〇度一分五八秒 一五六・二一一メートルの地点
- (と) Aの地点から二三九度四分一〇秒 一五四・八三一メートルの地点
- (な) Aの地点から二三九度二分二〇秒 一五二・一四二メートルの地点
- (に) Aの地点から二三九度〇六分四八秒 一五〇・八四三メートルの地点
- (ぬ) Aの地点から二三八度〇二分一八秒 一四五・六一八メートルの地点
- (ね) Aの地点から二三七度四分一六秒 一四四・二九二メートルの地点
- (の) Aの地点から二三七度〇八分三九秒 一四一・七九二メートルの地点
- (は) Aの地点から二三六度二九分三一秒 一三九・三一〇メートルの地点
- (ひ) Aの地点から二三五度四分一二秒 一三六・八八三メートルの地点
- (ふ) Aの地点から二三五度〇四分〇二秒 一三四・四九〇メートルの地点
- (へ) Aの地点から二三四度一七分二九秒 一三二・一五三メートルの地点
- (ほ) Aの地点から二三三度五三分三二秒 一三一・〇三二メートルの地点
- (ま) Aの地点から二三三度二八分一七秒 一二九・八八一メートルの地点
- (み) Aの地点から二三三度〇三分〇六秒 一二八・七八五メートルの地点

を除く

- (む) Aの地点から二三二度三五分四〇秒 一二七・六八四メートルの地点
- (め) Aの地点から二三一度三八分四六秒 一二五・五九〇メートルの地点
- (も) Aの地点から二三〇度四分二四秒 一二三・五四三メートルの地点
- (や) Aの地点から二二九度二八分一九秒 一二一・一八五メートルの地点
- (ゆ) Aの地点から二二九度〇八分三一秒 一二〇・五七〇メートルの地点
- (よ) Aの地点から二二八度三五分一〇秒 一一九・六一九メートルの地点
- (ら) Aの地点から二二八度〇二分三八秒 一一八・七二三メートルの地点
- (り) Aの地点から二二六度五二分四七秒 一一六・九八八メートルの地点
- (る) Aの地点から二二五度〇一分五六秒 一一四・五五九メートルの地点
- (れ) Aの地点から二二二度二九分二七秒 一一一・五七一メートルの地点
- (ろ) Aの地点から二二〇度三六分五四秒 一〇九・二二九メートルの地点
- (わ) Aの地点から二一九度一七分三六秒 一〇七・六七九メートルの地点
- (を) Aの地点から二一八度三五分五七秒 一〇六・九一三メートルの地点
- (ん) Aの地点から二一七度五五分一秒 一〇六・二三四メートルの地点
- (ア) Aの地点から二一七度一分二六秒 一〇五・五七二メートルの地点
- (イ) Aの地点から二一六度三二分四六秒 一〇五・〇四六メートルの地点
- (ウ) Aの地点から二一六度一分三三秒 一〇六・一九四メートルの地点
- (エ) Aの地点から二一六度〇一分二二秒 九二・七七七メートルの地点
- (オ) Aの地点から二一五度二分五六秒 九一・九〇〇メートルの地点
- (エ) Aの地点から二一四度一八分四七秒 九一・三九六メートルの地点
- (ウ) Aの地点から二一〇度五三分一四秒 一九二・三三六メートルの地点
- (ソ) Aの地点から一九七度五四分〇四秒 一九〇・七〇四メートルの地点
- (コ) Aの地点から一七〇度五二分一三秒 二二五・〇五三メートルの地点

3 面積

二七、二九〇・九四平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成元年十二月二十五日

宮城県(漁港) 指令第百十七号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

松島町

〇宮城県告示第五百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和六年八月六日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

松島町

三 埋立区域

1 位置

第二種磯崎漁港区域内

宮城県宮城県郡松島町磯崎字長田八十六番、八十五番、九十番、同字鷺島一番、同字磯崎百三十三番、百五番十六、百三十一番、百三十二番、同字浜四十九番、高城字浜四十七番、一番六十七、一番二、一番六十三、一番六十四、三十九番地先公有水面。

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び(イ)の地点と(ロ)の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

(イ) 基点 宮城県宮城県郡松島町磯崎字磯崎百三十番（北緯三八度二分四〇・〇〇〇三秒、東経一四一度〇四分三八・七五九秒、以下A地点という。）から一七〇度五二分一三秒、二一五・〇五三メートルの地点

(ロ) Aの地点から一七〇度二分四八秒 二二〇・五六四メートルの地点

(ハ) Aの地点から一七五度四〇分二三秒 二六七・六三〇メートルの地点

(ニ) Aの地点から一九九度三五分五〇秒 二四六・八五四メートルの地点

(ヘ) Aの地点から一九九度五四分一五秒 一九六・八六四メートルの地点

(コ) Aの地点から一九七度五四分〇四秒 一九〇・七〇四メートルの地点

3 面積

六、〇六六・九七平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号

平成元年十二月二十五日

宮城県（漁港）指令第百十八号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

松島町

○宮城県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

白石市福岡長袋字石淵一五の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

二 1 解除予定保安林の所在場所

白石市福岡長袋字南部山一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の一〇

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二條第一項の規定により、次のとおり承認の願があった。

なお、同法第三條第一項に規定する願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部港湾課及び宮城県石巻港湾事務所で行う。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

令和六年七月十九日

二 出願人の名称

国土交通省東北地方整備局

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県石巻市潮見町二四番、二五番、雲雀野町二丁目二〇番、二一番及び二三番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線、⑥の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 仙台塩釜港石巻港区西防波堤の灯台（北緯三八度二四分二六・三八六秒、東経一四一度一八分四五・五六〇秒）から二七一度五三分〇九秒 二、六六二・〇〇メートルの地点
トルの地点

②の地点 ①の地点から八三度三〇分〇六秒 二九〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一七三度三〇分一二秒 二〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二六三度三〇分二六秒 六・七六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三五三度二六分三二秒 〇・七三メートルの地点

⑥の地点 仙台塩釜港石巻港区西防波堤の灯台（北緯三八度二四分二六・三八六秒、東経一四一度一八分四五・五六〇秒）から二七二度三二分四一秒 二、三八四・四七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二六三度二七分三三秒 八・六一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五三度三〇分一七秒 〇・八六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二六三度三〇分〇七秒 二七〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

三、八八五・四〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県石巻市潮見町二四番、二五番、雲雀野町二丁目一八番、一九番、二〇番、二一番及び二三番の地内並びに潮見町二四番、二五番、雲雀野町二丁目一八番、一九番、二〇番、二一番、二三番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑤の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 仙台塩釜港石巻港区西防波堤の灯台（北緯三八度二四分二六・三八六秒、東経一四一度一八分四五・五六〇秒）から二七五度四〇分一七秒 二、三二五・五九メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から一七三度三〇分〇六秒 三七〇・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から二六三度三〇分〇七秒 五二〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ②の地点から三五三度三〇分〇六秒 三七〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一九二、三九九・九七平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

六 縦覧期間

令和六年八月十三日から令和六年九月二日まで

○宮城県告示第五百三十三号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称

西道下地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百三十四号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百三十五号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百三十六号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百三十七号

仙台東土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年八月六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年八月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 佐 藤 静 哉

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市愛島郷二丁目二十八番、二十七番、三十三番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十一番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号
株式会社細田工務店

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市赤井字寺七十五番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県利府町加瀬字河原二十番地 メゾンラ
ポール二〇二
鈴木 悠

宮城県利府町加瀬字河原二十番地 メゾンラ
ポール二〇二
鈴木 果子

雑 報

○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和六年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学令和五年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和六年八月十三日

公立大学法人宮城大学

理事長 佐野好昭